

令和4年度人事行政の運営等状況

嶺北消防組合

令和4年度嶺北消防組合人事行政の運営等の状況

嶺北消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年嶺北消防組合条例第1号）第5条の規定に基づき、嶺北消防組合の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

一部は、令和5年4月1日現在の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 所属別職員数の状況

令和4年度及び令和5年4月1日現在の所属別職員数の状況は、次の表のとおりです。

(単位：人)

区 所	分 属	職 員 数		
		令和4年度	令和5年度	増減数
消 防 本 部	消 防 長	1	1	0
	次 長	2	2	0
	総 務 課	7	7	0
	予 防 課	4	4	0
	消 防 課	6	8	2
	通 信 指 令 課	19	19	0
	派 遣 職 員 等	9	6	△ 3
	小 計	48	47	△ 1
消 防 署	嶺 北 消 防 署	36	38	2
	嶺北あわら消防署	44	44	0
	嶺北丸岡消防署	36	36	0
	嶺北三国消防署	38	38	0
	小 計	154	156	2
合 計		202	203	1

(2) 職員採用の状況

令和4年度に実施した職員採用試験及び採用の状況は、次の表のとおりです。

試験区分	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	競争率
消防吏員	28 人	25 人	4 人	4 人	6.3 倍

(3) 職員退職の状況

令和4年度に退職した職員数は、次の表のとおりです。

定年退職	勸奨退職	その他	合計
1 人	0 人	2 人	3 人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和4年度の普通会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (R5.4.1現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
4年度	115,827 人	2,339,767千円	20,320千円	1,615,185千円	69.03%

【注】1 住民基本台帳人口は、当組合構成市の坂井市、あわら市の合計です。

2 人件費には、特別職（議会議員、監査委員、消防団員）の報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

令和4年度の普通会計決算の職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
4年度	人 202	千円 760,293	千円 158,409	千円 294,761	千円 1,213,462	千円 6,007

【注】1 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

令和5年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額等の状況は、次の表のとおりです。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
消防職	39.4 歳	318,950円	376,779円
行政職	48.1 歳	376,100円	410,328円

【注】「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況

令和5年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区分	大学卒	短大卒	高校卒
消防職	217,100円	202,100円	188,100円
行政職	196,200円	176,100円	166,600円

(5) 消防職、行政職の級別職員数の状況

令和5年4月1日現在における級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

① 消防職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務内容	消防士	消防副士長 消防士	消防士長 消防副士長	消防司令補 消防士長	消防司令 消防司令補	消防司令長 消防司令	消防監 消防司令長	消防正監 消防監	
職員数	31人	32人	41人	43人	34人	10人	7人	4人	202人
構成比	15.3%	15.8%	20.3%	21.3%	16.8%	5.0%	3.5%	2.0%	100.0%

② 行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な 職務内容	主事	主事	主査	主任	参事 課長補佐	課長 参事	次長 課長	
職員数					1人			1人
構成比					100.0%			100.0%

【注】1 嶺北消防組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 職員手当の状況

令和5年4月1日現在の主な職員手当の状況は、次の表のとおりです。

① 扶養手当等

区 分	内 容	嶺北消防組合	国との比較
扶養手当	配偶者	6,500円/月	国と同じ
	22歳までの子1人につき	10,000円/月	
	特定期間にある子(1人につき) 【注】特定期間とは、扶養親族の子が16歳に達する年度の初めから22歳に達する年度末までの期間をいいます。	5,000円/月を加算	
	父母等1人につき	6,500円/月	
	重度心身障害者1人につき	6,500円/月	
住居手当	家賃27,000円を超える額	家賃額から27,000円を控除した額の1/2に11,000円を加えた額(上限17,000円)	国と同じ
	家賃27,000円以下	家賃額から16,000円を控除した額	
通勤手当	交通機関等の利用者 【注】通勤距離片道2km以上の場合に限りです。	運賃等(定期券)相当額(上限55,000円/月)	国と同じ
	乗用車等の使用者 【注】通勤距離片道2km以上の場合に限りです。	通勤距離に応じ、2,000円から31,600円まで	

② 管理職手当

区 分	支給額	区 分	支給額
部長級	78,700円	課長級	65,600円
次長級	73,200円	参事級	41,300円

③ 期末・勤勉手当

(令和4年度支給割合)

区 分	嶺北消防組合			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月	0.950月	2.150月	1.200月	0.950月	2.150月
12月期	1.200月	1.050月	2.250月	1.200月	1.050月	2.250月
計	2.400月	2.000月	4.400月	2.400月	2.000月	4.400月
加算措置の状況	職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。			職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。		

④ 退職手当

区 分	嶺北消防組合		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月	24.58688月	19.6695月	24.58688月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.70900月	39.7575月	47.70900月
最高限度額	47.7090月	47.70900月	47.7090月	47.70900月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	

⑤ 時間外手当

区 分	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和4年度	29,050千円	172千円
令和3年度	16,785千円	101千円

(7) 特別職の報酬等の状況

令和5年4月1日現在における特別職の報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区 分		報酬額 (年額)
組合議員	議 長	33,000 円
	副 議 長	26,000 円
	議 員	24,000 円
消防団	団 長	136,000 円
	副 団 長	98,000 円
	分 団 長	79,000 円
	副 分 団 長	67,000 円
	部 長	39,000 円
	班 長	39,000 円
	団 員	36,500 円
	団員 (機能別団員)	5,000 円
	出 場 報 酬	1 回につき3,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

令和5年度の職員の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

区分	1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
毎日勤務	38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00
交替制勤務	38時間45分	8:30～翌朝8:30	12:00～13:00 18:00～19:00 6:00～ 6:30 (22:00～6:00までの間で6時間取得)

(2) 休暇等の概要

職員の休暇制度及び休業制度の概要は、次の表のとおりです。

区 分	内 容	令和4年度の取得状況	
休 暇	年次休暇	1年につき最高20日間与えられます。前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。	取得日数 平均6.6日
	病気休暇	負傷や疾病のため勤務することができない場合、医師の証明などに基づき認められる休暇です。休暇の期間は90日以内です。	取 得 者 11人
	特別休暇	特別事由により、勤務しないことが相当である場合として規則で定めている休暇です。結婚休暇や忌引休暇、夏季休暇、産前・産後休暇などが、規則で定められています。	結婚休暇 4人 忌引休暇 32人 夏季休暇 平均3.0日 産前・産後休暇 2人
	介護休暇	家族などを介護する必要がある場合、連続する6月の期間内で認められる休暇です。期間中、給与は支給されません。	取 得 者 1人
育児休業	子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として休業できる制度です。期間中給与は支給されません。	取 得 者 2人	

【注】1 年次休暇は、年単位で与えられるため、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの職員の1人当たりの平均取得日数です。

2 病気休暇、介護休暇及び育児休業の取得者は、令和4年度中に休暇等を開始した職員です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、心身の故障などの事由により職員がその職責を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反して行う不利益な処分で、降任、免職、休職、降給があります。

令和4年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	降任	免職	休職	降給
処分者数	0人	0人	4人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務における規律及び秩序を維持するため、職員に法令違反や職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問う制裁としての処分で、戒告、減給、停職、免職があります。

令和4年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0人	0人	1人	0人

5 職員の服務の状況

(1) 服務規律の遵守に関する取組状況

地方公務員法（以下「法」という。）第30条では、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」という服務の根本基準が規定されています。

さらに、次に掲げる義務、禁止及び制限事項が定められています。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（法第37条）
- (7) 営利企業等の従事制限（法第38条）

当組合においても、住民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する住民の信頼を確保し、公正かつ民主的な消防行政の運営に努めています。

こうした中、服務規律の遵守については、会議や研修等の機会を通じて、または、通知文等により職員に対して、綱紀粛正及び服務規律の周知徹底を図っています。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（法第36条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。嶺北消防組合では、職務に専念する義務の特例に関する条例において、①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合、③その他任命権者が定める場合において、職務に専念する義務を免除しています。

令和4年度は、職務に専念する義務の免除はありませんでした。

(3) 営利企業等従事制限に係る許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（法第38条）とされています。

令和4年度の営利企業等従事許可（兼職承認含む）の状況は次のとおりです。

区分	許可件数	従事内容
令和4年度	2件	区長・農家組合長等

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法において、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない（法第40条）」とされています。各研修機関が実施する教育訓練等に職員を積極的に参加させ、内部における署員研修等も実施し、職員の知識技能の修得など資質の向上に努めています。

令和4年度における職員の研修状況は、次の表のとおりです。

研修機関・教育訓練・研修区分		受講人員(人)	実施回数(回)	
福井県消防学校	初任教育	6	1	
	幹部教育	中級幹部科	2	1
		上級幹部科	1	1
	専科教育	警防科	4	1
		危険物科	4	1
		予防査察科	2	1
		救助科	4	1
		救急科	8	1
	特別教育	水難救助科	4	1
		操法指導員教育	4	1
各種講座		4	1	
消防大学校	救急課	1	1	
	救助科	1	1	
	新任教官課	1	1	
救急救命研修所		2	2	
技能講習等	潜水土免許試験	4	1	
	小型移動式クレーン運転技能講習	4	1	
	玉掛技能講習	4	1	
	酸素欠乏硫化水素危険作業主任者	2	1	
	第三級陸上特殊無線技師	1	1	
	消防・救急自動車運転技能研修	1	1	
	安全衛生推進者養成講習	2	1	
計	66	23		

(2) 勤務成績の評定の状況

嶺北消防組合では、勤務評価制度を構築し、平成18年度から実施しています。

勤務評価制度は、職員の能力や実績を適正に評価し、人事や給与等の処遇に反映させるとともに、目標管理手法を導入し、職員一人ひとりに行政サービスの提供者としての自覚を促し、主体的に課題に取り組む職員の意識改革や効果的な人材育成を図ることを目的としています。

【注】目標管理手法とは、職員個々が組織（課や署など）の目標と連動した業務目標を設定し、設定した目標に対する達成度や達成のため取組みなどを評価する手法です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

法第42条に基づく職員の福利厚生事業として、嶺北消防組合では生活習慣病予防検診やがん検診、B型肝炎の抗体検査やワクチン投与、高圧(潜水)作業従事者検診や人間ドック受者への費用の一部助成などの健康管理事業を実施しています。

また職場を巡視点検し、より働きやすい職場づくりや、心身に関する研修会の開催など、職員の健康保持に努めています。

令和4年度における職員の各種検診の受診状況は、次の表のとおりです。

項目	受診者等	費用	項目	受診者等	費用
定期健康診断及びがん検診	169人	2,395千円	B型肝炎等検査	87人	1,002千円
人間ドック	31人	405千円	高圧(潜水)作業従事者検診	16人	57千円

(2) 公務災害発生状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

令和4年度の公務災害発生状況は、次の表のとおりです。

区分	認定件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員が給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、公平委員会に対して適当な措置がとられることを要求する権利を認めようとするものです。

嶺北消防組合は、公平委員会の事務を福井県に委託しています。

令和4年度に勤務条件に関する措置要求はありませんでした。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申立てがあったとき、公平委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとすればそれを承認し、違法または不当であればこれを修正もしくは取り消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより、職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

嶺北消防組合は、公平委員会の事務を福井県に委託しています。

令和4年度に不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。